

令和5年度地域密着型サービス 事業者運営指導結果報告書

吹田市福祉部福祉指導監査室

第1 運営指導の実施状況

目的

吹田市では、介護保険法第23条及び吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領等、その他関係法令の規定に基づき、事業者への支援を基本とし介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導を実施しました。

実施回数

吹田市地域密着型サービス事業者等指導要領等により、運営指導を1事業所あたり概ね6年に1回を目途に実施しています。

運営指導の結果は、次のとおりです。

※平成30年度から、国への報告方法と合わせ、対象事業所数の基準時点を、年度末から4月1日現在に、事業所数の集計方法を、場所ごとからサービスごとに変更しています。

令和5年度運営指導結果一覧表(Ⅰ)

サービス名	対象数 (A)	実施数 (B)	実施比率 (B/A)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	1	50%
夜間対応型訪問介護	0	0	0%
地域密着型通所介護	49	6	12%
(介護予防)認知症対応型通所介護	14	0	0%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	16	4	25%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	38	6	15%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	8	2	25%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0%
看護小規模多機能型居宅介護	2	0	0%
合 計	129	19	14%

令和5年度運営指導結果一覧表(Ⅱ)

サービス名称	指摘 事業所数	口頭指摘・文書指摘【あり】の 事業所数		
	合計	口頭指摘 のみ	文書指摘 のみ	口頭指摘 及び 文書指摘
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1/1	-	-	1
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-
地域密着型通所介護	6/6	-	-	6
(介護予防)認知症対応型通所介護	-	-	-	-
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4/4	-	-	4
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	6/6	-	-	6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2/2	-	-	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-
合 計	19/19	-	-	19

第2 文書指摘事項

(1) 文書指摘事項の順位

順位	運営基準等の項目	指摘事項	主な指摘原因
第1位	運営基準	運営規程及び重要事項説明に係る指摘事項	運営規程及び重要事項説明に係る指摘事項(全般)
第2位	設備基準	設備に関する指摘事項	事故の未然防止、区画の不備等
第3位	介護給付費関係	基本料・加算に係る指摘事項	サービス提供体制強化加算等
第4位	運営基準	秘密の保持に係る指摘事項	秘密の保持に係る指摘事項等
第5位	運営基準	地域との連携等に関する指摘事項	運営推進会議の未実施等
第6位	設備基準	虐待に関する事項	指針の未整備、委員会の未実施等

(2) 主な指摘事項

I 人員基準

【勤務体制等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	勤務(予定)表が作成されていなかった。また、従業員の出勤時刻が記録されていなかった。	
2	介護職員以外に、管理者や生活相談員がユニットの介護職員として勤務表に位置づけられていた。また、管理者が職務を兼務することで管理業務に支障が出ていた。	

II 運営基準

【個別サービス計画の作成等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	居宅サービス計画と内容が一致していないにも関わらず長期間にわたり計画の見直しを行っていなかった。	

【具体的取扱方針等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	サービスの提供にあたり、利用者の心身の状態を把握するアセスメントや、目標の達成状況等を把握するモニタリングが、十分に行われていなかった。	
2	サービス担当者会議の記録がなされていなかった。	

【秘密の保持等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	従業者や従業者であった者が、退職後も含め、秘密を漏らすことのないように、必要な措置が講じられていなかった。	

【研修関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	研修受講者の報告等がなされておらず、研修に参加した従業員が確認できなかった。	

【地域との連携等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営推進会議を実施していなかった。	

【運営規程、重要事項説明書等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	運営規程や重要事項説明書の内容に、誤りや不足があった。	

【事故発生時の対応等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	事故が発生しているが、発生当日の職員と連絡がつかず様子の把握ができなかったとして以後の対応記録を残していなかった。	

【非常災害対策等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	避難訓練について、非常災害対策計画に基づく年2回以上の訓練の実施やその内容の記録が確認できなかった。	

Ⅲ 設備基準

【区画の不備等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	機能訓練室の大部分が事務室として使用されていた。	

【安全対策等に係る指摘事項】

番号	指摘内容	文書指摘
1	掲示物に押しピンやマグネットが使用されていた。	

Ⅳ 介護給付費関係

【加算関係に係る指摘事項】

番号	指摘内容		文書指摘
1	サービス提供体制強化加算	職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が分かるデータを作成していなかった。	
2	運動器機能向上加算	開始時のリスク評価と体力測定等の実施を看護職員ではなく機能訓練指導員が行っていた。 計画様式の目標欄が、長期目標と短期目標を記載する様式になっていなかった。	

第3 監査の実施状況

監査は次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われる事業者に対して実施します。

- 利用者に対する虐待
- 指定基準に重大な違反
- サービスの内容に不正又は著しい不当
- 介護報酬の請求に不正又は著しい不当
- 報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず又は虚偽の報告をした
- 出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
- 不正の手段により事業者指定を受けた

令和5年度については、監査の実施は、1法人1事業所でした。